○木曽広域消防本部消防機械器具管理規程

〔平成11年4月1日
規程第26号〕

目次

第1章　総則

（趣旨）

第1条　この規程は、消防機械及び消防器具の保全及び管理について、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消防機械（以下「機械」という。）とは、別表第1に掲げるものをいう。
(2) 消防器具（以下「器具」という。）とは、別表第2に掲げるものをいう。
(3) 主任機関員とは、消防長が消防機関員のうちから機械の運用が特に優秀であると認めて任命した者をいう。
(4) 消防機関員とは、消防長が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第85条に定める緊急自動車の運転資格を有する職員のうちから機械の運用が可能であると認めて任命した者をいう。
(5) 運転者とは、消防長が指定する機械に限り運用することができる者をいう。

（基本原則）

第3条　機械及び器具（以下「機械器具」という。）の機能は、常に消防業務遂行の要求に、即応するものでなければならない。

第2章　配置及び管理

（機械器具の配置）

第4条　消防長は、消防署長（（以下「署長」という。）の意見を聴し機械器具を合理的に配置するものとする。

2　署長は、前項の配置に際して機関台帳（様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3）又は機械台帳（様式第2号）若しくは必要と認める器具台帳（様式第3号）を添付するものとする。

（機械器具の管理）

第5条　消防長は、署長に機械器具の総括管理及び必要な企画、調整並びに改善に関する事務を行わせるものとする。

2　消防長は、機械器具の管理を署長に分担させるものとする。

（車両責任者）

第6条　署長は、別表第1に掲げる消防自動車、救急自動車及びその他の自動車（以下「消防自動車等」という。）ごとに主任機関員、消防機関員及び運転者（以下「機関員等」という。）のうちから車両責任者を定めて置かなければならない。

（機関員等の管理義務）

第7条　車両責任者及び機関員等は、担当車両及び附属機械器具（以下「積載器具」という。）について、第16条に規定する点検を行うほか、常に清掃及び整備を行い盗難、火災の予防に努めなければならない。

（安全運転管理者の選任及び職務）

第8条　消防長は、道交法第74条の2の規程により、安全運転管理者を選任し公安委員会に届け出なければならない。

2　安全運転管理者の職務は、法令に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

（1）機関員等の交通事故防止に関すること。

（2）機関員等に対し、法令で定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行うこと。

（3）連転免許証の確認に関すること。

（4）仕業点検表及び機関日誌の点検確認に関すること。

（5）機関員等台帳（様式第4号）の整理保管に関すること。

（6）安全運転上必要な進言に関すること。

（7）その他自動車の安全な運転について必要なこと。

（整備管理者等の選任及び職務）

第9条　消防長は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第50条の規定により、整備管理者及びその職務を代行する者を選任し、整備管理者については、地方運輸局長に届け出なければならない。

2　整備管理者の職務は、次に掲げるとおりとする。

（1）自動車の整備計画の樹立及び実施に関すること。

(2) 定期点検の実施計画の樹立及び整備状況に関すること。
(3) 自動車車庫の設備の維持管理に関すること。
(4) 自動車の整備技術の向上に関すること。
(5) 前各号に掲げる事項を処理するための機関員等の指導に関すること。
(6) 自動車による交通事故等が発生した場合、所管に係る事項に関すること。
(7) 機械器具の整備記録等の整理保管に関すること。
(8) 整備上必要な進言に関すること。
(9) その他整備管理に関すること。

(安全運転管理者及び整備管理者の解任)

第 10 条　消防長は、安全運転管理者及び整備管理者が、次の各号の一に該当したときは、その職務を解任し、速やかに後任を選任するものとする。
(1) 安全運転管理者にあっては道交法第 74 条の 2 第 4 項による解任命令を、整備管理者にあっては車両法第 53 条による解任命令を受けた場合
(2) 安全運転管理者又は整備管理者の重大な過失による事故が発生した場合
(3) 前 2 号のほか、消防長が解任を必要と認めた場合

(機関員等の解任)

第 11 条　消防長は、機関員等が次の各号の一に該当したときは、その職務を解任又は停止するものとする。
(1) 道交法等による違反及び交通事故によって運転免許証の取り消し、又は停止処分を受けたとき
(2) 運転上支障がある心身の欠陥が認められた場合
(3) その他機関員として不適当と認められた場合

(標示)

第 12 条　機械器具には、消防機械等の標示基準(別表第 3)に基づき標示をするものとする。

第 3 章　検査及び点検

(検査等の区分)

第 13 条　機械器具の検査を分けて、完成時検査及び随時検査とし、点検を分けて仕業点検、使用後点検、日夕点検、夜間点検、定期点検及び随時点検とする。

(完成時検査)

第 14 条　消防長は、機械器具の完成時に、契約書その他の関係書類に基づき検査を行うものとする。

(随時検査)

第 15 条　消防長は、機械器具の保全、整備及び取扱いの適正を図るため必要と認めるときは、随時検査を行うものとする。

（運行点検）

第 16 条　機関員等は、配置された機械器具について、毎日 1 回仕業点検を行い、その状況を運行前点検表（様式第 5 号）に記録しなければならない。

2　機関員等が交替をする場合における前項の点検は、係長又は分署長を立ち会わせて行わなければならない。

（使用後点検等）

第 17 条　使用後点検、日夕点検及び夜間点検は、前条第 1 項による点検事項のうち、その必要箇所について行うものとし、次の場合に実施するものとする。

（1）使用後点検　現場から引き上げるとき、及び現場から帰署したとき

（2）日夕点検　午後 4 時 30 分から午後 5 時の間

（3）夜間点検　午後 8 時から午後 8 時 30 分の間

（定期点検）

第 18 条　車両法第 48 条の規定に定める定期点検は、認証工場で行うものとする。

（随時点検）

第 19 条　署長は、機械器具の保全及び取扱の適正を図るため必要と認めるときは、その都度点検を行わなければならない。

第 4 章　整備

（整備の区分）

第 20 条　機械器具の整備を分けて、日常整備、使用後整備、毎週整備、特別整備及び工場整備とし、工場整備を除き、署所でこれを行うものとする。

（日常整備）

第 21 条　日常整備は、機械器具各部を点検し、油脂類の補給、清掃及び調整について行うものとする。

（使用後整備）

第 22 条　使用後整備は、使用の都度次に掲げる事項について行うものとする。

（1）機械器具各部の清掃清浄

（2）冷却水の点検補給又は取替え

（3）燃料積載量の点検補給

（4）長時間使用した場合の点火栓の点検清掃

（5）汚水又は消火薬剤等を使用した場合の清水によるポンプ内等の洗浄

（6）その他必要な整備

（毎週整備）

第 23 条　毎週整備は、日常整備で実施困難な箇所の分解、調整、清掃及び給油等を毎週 1 回行うものとする。

（特別整備）

第 24 条　特別整備は、冬期に備え消防業務の万全を期するため特別整備実施基準（別表第 4）により署長が実施するものとする。

（工場整備）

第 25 条　工場整備は、車両法第 62 条に定める継続検査に関する整備及び署所で処理できない整備について、署長が統括して行うものとする。

第 5 章　取扱い

（消防自動車等の運行）

第 26 条　消防自動車等は、出動指令又は署長の指示若しくは承認がなければ運行してはならない。

2　消防自動車等は、機関員等でなければ運転してはならない。ただし、消防機関員を養成するため操縦、揚水訓練を行う場合は、署長の承認を得て実施するものとする。

（取扱者の心得）

第 27 条　機械器具を取り扱う者は、これを愛護し、その機能に精通し、操作の熟達に努めるとともに運用の適正を期し、消防技術の向上に努めなければならない。

（事故防止）

第 28 条　消防長は、署長、安全運転管理者及び整備管理者その他関係職員をして、常に機械器具の整備並びに運用上の支障等に注意し、事故防止に万全を期するよう努めさせなければならない。

2　機械器具を取り扱う者は、危険物（ガソリン、軽油等）を取り扱う場合には、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

（機関員等服務心得）

第 29 条　機関員等及び同乗者は、別に定める木曽広域消防本部機関員等服務心得を遵守し、常に安全運転に細心の注意を払わなければならない。

第 6 章　積載燃料及び積載器具

（積載燃料）

第 30 条　消防機械には、常に燃料をタンク容量の 3 分の 2 以上保有しておかなければならない。

2　自動車を使用したとき、又は燃料、潤滑油、泡原液等を補給又は交換した場合は、その旨を機関日誌（様式第 6 号、様式第 6 号の 2）及び燃料等受払簿（様式第 6 号の 3）に記載しなければならない。

（予備潤滑油）

第 31 条　自動車でポンプを装備した自動車には、予備潤滑油を 3 リットル以上積載しておかなければならない。

（積載器具）

第 32 条　消防自動車等には、附属品目録（様式第 1 号の 2）に記載する器具を積載しな

ければならない。ただし、特殊なものについては、この限りでない。

（積載ホースの数）

第33条　消防ポンプ車は、常時20本以上のホースを積載しなければならない。ただし、署長は、消防ポンプ車の機能等を考慮して増減することができる。

2　ホース積載車両ごとに、ホース積載使用記録簿（様式第 7 号）を作成し、常にその実態をは握して置かなければならない。

第7章　申請及び報告

（申請）

第34条　署長及び分署長は、工場整備又は部品、消耗品等の交付を必要とするときは、修理、交換、交付申請書（様式第8号）により申請しなければならない。

2　機械器具の改造を必要とするときは、消防長に申請し承認を得なければならない。

（報告等）

第 35 条　道交法に定める車両の運転中に交通事故が発生したときは、機関員等は関係法令に定める適切な処置をし、安全運転管理者を通じて署長に速報し、その指示を受けるとともに遅滞なく自動車事故てん末書（様式第9号）を署長に提出しなければならない。

2　署長又は分署長は、前項の報告を受けたときは、直ちに消防長に速報しその指示を受けるとともに、自動車事故発生報告書（様式第9号の2）を消防長に提出しなければならない。

3　道交法等に違反し処分を受けることとなった者は、交通違反報告書（様式第9号の3）を作成し、署長を通じて消防長に提出しなければならない。

4　署長、分署長は、前各項に規定する場合を除くほか、次に掲げる事項について消防長に報告しなければならない。ただし、第3号及び第4号については、この限りでない。

(1) 機械器具を考案又は試作したとき

(2) 機械器具に重大な故障及び紛失等を生じたとき

(3) 自動車の月間使用の状況（様式第9号の4）

(4) ホース年間使用の状況（様式第9号の5）

5　機関員等は、運転免許証の記載事項に変更が生じたときは、その旨を遅滞なく安全運転管理者に報告しなければならない。

第8章　簿冊

第 36 条　機関台帳、機械台帳、器具台帳及びホース台帳には、整備事項等の記録及び資料等を編冊し、記録事項等に変更があったときは、その都度補正しなければならない。

2　前項の各台帳は、総務係に備え、その副本は機械器具が配置されている分署に備え

る。

3　台帳等は、配置替えのときその物品とともに引き継ぐものとする。

4　機関員等台帳は、安全運転管理者が保管し、記載事項に変更があった場合は、その都度補正する。なお、機関員等に異動が生じたときは、関係安全運転管理者に送付しなければならない。

第9章　雑則

（施行の細目）

第37条　この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

消　防　機　械

大分類	小分類	種　　別
消防自動車	消防ポンプ車	消防ポンプ自動車（ポンプ車） 水そう付消防ポンプ自動車（タンク車）
	特殊消防自動車	指令自動車（指令車） 救助工作車
	その他の消防車	緊急自動車として使用することができる自動車
救急自動車		（救急車）
その他の自動車	緊急自動車として使用することができない自動車 （査察車、広報車、連絡車）	
その他の機械	エアコンプレッサー、発動機付発電機（投光器を含む。）、エンジンカッター、チェンソー	

別表第 2（第 2 条関係）

消　防　器　具

用途別	品　　名
吸水器具	吸管、吸管スパナ、消火栓開閉器、吸水用媒介器具等
放水（泡放射）器具	ホース、ホースカー、管そう、各種ノズル、ラインプロポーショナー 双口接手、放水用媒介金具類、高発泡機等
作業用器具	可搬式はしご、金てこ、大ハンマー、掛矢、つるはし、スコップ のこぎり、おの、ワイヤーカッター、エアソー
保安器具	空気（酸素）呼吸器、ガス測定器、救命胴衣、安全バンド等
救急救助器具	人工そ生器、ロープ、救命浮環、担架及び搬送用器具等
整備器具等	ガレージジャッキ、工具類、自動車附属工具類
その他	消火器、携帯マイク、筒先圧力計、真空計等

別表第3（第12条関係）

消防機械等の標示基準

<table>
<tr><td rowspan="4">消防機械</td><td rowspan="4">消防自動車等</td><td>記入位置</td><td>ボンネット両側又は両側ドア若しくはボデー両側に前方から記入する。</td></tr>
<tr><td>記入文字
及び書体</td><td>木曽消防署
丸ゴシック体</td></tr>
<tr><td>文字の色</td><td>車体が赤色の車両は、金色黒縁取りとし、他の車両は適宜とする。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>1　指令車は、木曽広域消防本部と記入する。
2　救急車は、車体中央部に赤線を記入する。
3　標識灯には、署名又は分署名を黒色で記入する。
　文字の大きさは、適宜とする。</td></tr>
<tr><td>消防器具</td><td colspan="3">署名表示（頭一文字）記入文字の色は、適宜とする。
本曽消防署‥‥本署
南分署‥‥南署
北分署‥‥北署
救急分遣所‥‥三岳</td></tr>
</table>

別表第4（第24条関係）

特別整備実施基準

<table>
<tr><td>実施事項</td><td>1　走行装置の点検、保全
2　潤滑油、作動油の点検
3　保温器の点検、整備
4　真空オイルタンクの清掃、オイル粘度調整
5　冷却水循環状態の点検
6　ポンプの性能点検
7　各ドレンコックの排水状態及び各種コック、バルブの機能点検
8　燃料タンクの異物混入有無及び燃料ストレーナーの点検
9　積載品、付属器具の点検整備
10　その他必要な点検整備</td></tr>
</table>

〔注意事項〕　1　実施に当たっては、車両、ポンプ及び機械等の取扱説明書を参照すること。

2　実施時間は、夕方までに出動可能に復するよう計画すること。

3　整備終了後は、必ず性能及び現況を点検し、確認すること。

4　係長又は分署長は、整備完了後、実施日、実施機械器具及び実施概要を所属長に報告するものとする。

5　所属長は、前号の報告を受けた後、実施日、実施機械器具及び実施の結果特に必要な事項について、消防長に報告するものとする。

様式第１号（第４条関係）

機　関　台　帳

型　　式		配置履歴	年月日	場　所	試験事故履歴	年月日	件　名
整理番号			・　・			・　・	
車両番号			・　・			・　・	
			・　・			・　・	
			・　・			・　・	
			・　・			・　・	

車　両　諸　元					
全長　m		エンジン形式		燃料タンク容量	
全幅　m		〃　種類		冷却水容量	
全高　m		〃　番号		エンジンオイル容量	
ホイルベース　m		総排気量		最高速度	
トレッド（前）　m		シリンダー内径×行程		登坂能力	
〃　（後）　m		最高出力	（　　）rpm	最小回転半径	
シャーシー重量　kg		ダイナモ	交流式　V　W	クラッチ形式	
車両重量　kg			直流式　V　W	トランスミッション	
乗車定員　kg		バッテリー	V　An	ブレーキ手足	
積載量　kg		〃　寸法　cm	型番	点火栓	
車両総重量　kg			長　×幅　×高	附加装置	
車名・型式		タイヤサイズ	前		
車体番号			後		

ぎ　装　諸　元					
ポンプ名		ぎ装形体			
〃　型式		吸管			
〃　番号		吸口			
真空ポンプ		放口			
動力伝導装置		赤色灯			
水そう容量		標識灯			
国家検定級別		サーチライト			
〃型式番号		サイレン			
放水能力定格		アンプ			
〃　高圧		真空計			
真空能力		回転計			
検定番号		圧力計			
〃　年月日		連成計			
〃　整理番号		警鈴			
ぎ装会社名		ホースカー			
〃　製造番号		黄色灯			
納入者		消火器			
納入年月日		無線機			

（裏）

様式第1号の2（第4条関係、第36条関係）

機関台帳（附属品目録）

号車

品　　目	個数	年月日	付　記	品　　目	個数	年月日	付　記

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第 2 号（第 4 条関係）

機械台帳（その他の機械）

機械名			
配置先			
購入年月日		気筒数、内径×行程	
購入価格		総排気量	
製作所名		点火方式	
納入者名		バッテリー	
級別		潤滑油	ℓ
型式		冷却装置	ℓ
登録、製造番号		燃料	種別 ℓ
全長		放水量	m3
全幅		放水口径、数	㎜ 個
全高		吸水口径、数	㎜ 個
重量		吸水管長さ、数	m 個
最高速度、出力			

附　属　品					
年月日	品　　名	個数	年月日	品　　名	個数
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		
・　・			・　・		

整備記録	
・　・	
・　・	
・　・	
・　・	

（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版）

様式第 3 号（第 4 条関係）

器　具　台　帳

<table>
<tr><td>器具名</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>配置先</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">購入年月日</td><td></td><td>性能</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">購入価格</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">製作所名</td><td></td><td>全長</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">納入者名</td><td></td><td>全幅</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">型式</td><td></td><td>全高</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造番号</td><td></td><td>重量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用電力源</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="6">附　属　品</td></tr>
<tr><td>年月日</td><td>品名</td><td>個数</td><td>年月日</td><td>品名</td><td>個数</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td></td><td>・　・</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">整備記録</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
</table>

（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版）

様式第4号（第8条関係）

機関員等台帳

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td></td><td rowspan="2">生年月日
年　月　日</td><td rowspan="2">血液型
型</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>本籍</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所</td><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">電話番号</td></tr>
<tr><td colspan="3">免許証番号　第　号</td><td>カナ氏名</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">免　許
年月日</td><td rowspan="2">第一種
免　許</td><td>二小原</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">第2種免許</td><td></td></tr>
</table>

免許の種類	大型	普通	大特	自二	小特	原付	けん引	大型二	普通二	大特二	けん引	
有　無												

<table>
<tr><td>免許の
条　件</td><td></td><td>公安委員会
公安委員会</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">消防歴</td><td>年月日</td><td>消防職員任命</td><td>年月日</td><td>任消防司令</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td>任消防副士長</td><td>・　・</td><td>〃　〃司令長</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td>〃　〃士長</td><td>・　・</td><td>〃　〃　監</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td>〃　〃司令補</td><td>・　・</td><td>〃　〃正　監</td></tr>
<tr><td>年月日</td><td>機械員任命</td><td>年月日</td><td>主任機関員任命</td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td><td>・　・</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">その他資格</td><td>年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td>・　・</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第 5 号（第 16 条関係）

運行前点検表	車両番号		年　月分	安全運転 管理者		係　長 分署長		主任・係	

点検箇所　日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
かじ取り装置、遊び・がた・振れ																															
ブレーキ、踏みしろ・きき具合																															
ブレーキレバー、引きしろ・きき具合																															
バックミラー、ワイパーの作用																															
シャシばね、タイヤの損傷、空気圧																															
冷却水・ワィパー洗浄液の量																															
エンジンオイルの量・質燃料の量																															
排気の色、異音、計器の作用																															
各灯火の点滅良否・損傷																															
警音器・サイレン・トライレン・無線の機能																															
検査証、保険証、非信号用具、工具類																															
登録番号標、反射器、車体の損傷																															
真空オイルの量																															
各種コック、パルブの定位																															
ポンプ装置等の各計器の作用																															
タンク水の量																															
薬液の量																															
ホースカー積載装置の機能、損傷																															
積載器具の員数、損傷																															
はしご・クレーン装置等の損傷																															
薬液混合装置の損傷、汚れ																															

備考　点検完了後異状のない事項には∨印、異状ある事項には×印を記入する。

（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版）

（表）

年月日	事　　　項

（裏）

様式第6号（第30条関係）

機　関　日　誌

月　　日	分署長（係長）	主任機関員	担当機関員
曜　　天候			

区分	走行(km)	ポンプ 使用時分(分)	ポンプ 放水量(m3)	運転者	使用時間 時分～時分	使用内容	人員
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		
					～		

今月の累計

区分	件数	走行(km)	ポンプ 分	ポンプ 放水量(m3)
火災				
救急				
救助				
非火災				
訓練				
演習				
危険排除				
調査				
水難				
広報				
警戒				
その他				
計				

故障・整備・出動不能等(具体的に記入)

	品名	量	計
給油			

バッテリー

No	取付日	

全　走　行　キ　ロ　数　km

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第6号の2（第30条関係）

機関日誌　その他の消防車、小型動力自動車、ポンプ

分署長(係長)		主任		係	

日	区分	出向先	運行時間	㎞	運転者	人員	燃料、修理、その他
			～				

区分の記入は番号とする。1火災　2救急（助）　3その他の災害　4訓練　5調査　6広報　7その他

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第6号の3（第30条関係）

燃　料　等　受　払　簿

品　名							
分署長 (係長)	主任	月日	受入 ℓ	払出 ℓ	残量 ℓ	備考	取扱者

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第7号（第33条関係）

ホース積載使用記録簿

分署長 (係長)	主任	取扱者	月日	車番	積載合計	変更理由	
					本		

結合順位 ホース番号 積載場所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	

使用種別	（火災）（演習）（その他）	合計	累計
使用ホース番号			
備　考			

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第8号（第34条関係）

消防長	次長	総務係長	署長	総務係長	分署長	係

年　　月　　日

消防長　　殿

分署長　　　　　主任

係長

修理　交換　交付　　申請書			
配置分署	署	発生月日	月　　日
車名又は機器名		車両番号又は規格名	
破損又は故障個所と故障状況			
発生原因			
処理上の希望事項			
消防本部記入欄			
事後記入欄			
備考			

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第 9 号の 2

決裁	消防長	署長			

支部受付日			年　月　日	取扱者
管理番号			公有・生協の区分	㊞
	年度	支部番号	受付番号	
人				1　公有自動車 2　生協自動車
物				

事　故　速　報

支部名		団体名		契約者 氏　名	TEL
契約番号	支部	団体	枝番	契約番号	運転者名	
車名及び 登録番号		共　済 責任額	対人　万円 対物　万円	共済 期間	19　年　月　日 19　年　月　日	加入者と の続柄	本人・配偶者・父・母・子・その他（　　）
事故発生日時	年　月　日　午前・午後　時　分頃	事故発生場所	

現場見取図	加入者　km/h（制限速度　km/h）相手者　km/h（制限速度　km/h）	事故状況
	加入車 相手車 進入方向 信号 一時停止 人間 自動車・ｵｰﾄﾊﾞｲ	
	届出警察	警察　派出所	事故証明 取扱区分	物損・人身	加入車過失　%	相手車過失　%

<table>
<tr><td colspan="2">物損調査事項</td><td colspan="3">1　損害調査</td><td>2　原因調査</td><td>3　間接損害調査</td><td colspan="5">4　その他</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車</td><td>見積額　万円</td><td>責任額　万円</td><td rowspan="2">修理工場</td><td colspan="4" rowspan="2">担当（　　　）TEL</td><td rowspan="2">入庫</td><td rowspan="2">未・済</td><td rowspan="2">着工承認</td><td rowspan="2">未・済</td></tr>
<tr><td>損害</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">両
対
物</td><td>氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td colspan="2">TEL</td><td>物件</td><td>車名登録番号</td><td rowspan="2">入庫</td><td rowspan="2">未・済</td><td rowspan="2">着工承認</td><td rowspan="2">未・済</td></tr>
<tr><td>損害</td><td>円</td><td>工場</td><td colspan="4">担当（　　　）TEL</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>連絡先</td><td colspan="2"></td><td>物件</td><td>車名登録番号</td><td rowspan="2">入庫</td><td rowspan="2">未・済</td><td rowspan="2">着工承認</td><td rowspan="2">未・済</td></tr>
<tr><td>損害</td><td>円</td><td>工場</td><td colspan="4">担当（　　　）TEL</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">自賠責契約者</td><td colspan="8">自　賠　責　保　険　関　係</td></tr>
<tr><td colspan="2">加入者側</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">会社名　　　　　TEL</td><td colspan="6">証明書番号</td></tr>
<tr><td colspan="2">相手者側</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">会社名　　　　　TEL</td><td colspan="6">証明書番号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">死傷者の状況</td><td>氏名</td><td colspan="2">男・女(　才)</td><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL</td><td>職業</td><td colspan="2">有(　)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">車　　外・自車同乗者
相手運転手・相手同乗者</td><td>程度</td><td colspan="5">死・傷(ムチウチ・骨折・打撲・切創・その他)傷害部位（　　）入院・通院全治　　日</td><td>病院</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">男・女(　才)</td><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL</td><td>職業</td><td colspan="2">有(　)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">車　　外・自車同乗者
相手運転手・相手同乗者</td><td>程度</td><td colspan="5">死・傷(ムチウチ・骨折・打撲・切創・その他)傷害部位（　　）入院・通院全治　　日</td><td>病院</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">男・女(　才)</td><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL</td><td>職業</td><td colspan="2">有(　)無</td></tr>
<tr><td colspan="2">車　　外・自車同乗者
相手運転手・相手同乗者</td><td>程度</td><td colspan="5">死・傷(ムチウチ・骨折・打撲・切創・その他)傷害部位（　　）入院・通院全治　　日</td><td>病院</td><td colspan="2">TEL</td></tr>
</table>

様式第9号の3（第35条関係）

消防長	次長	署長	総務係長	安全運転管理者

年　　月　　日

消防長　殿

消防　　　　　　印

交通違反報告書

1　違反行為の種別
2　発生日時
3　発生場所
4　公私別
5　車両登録番号
6　違反の概要

7　違反行為に付された点数　　　　　点
8　反則金（罰金）の額　　　　　円　納付日　　　年　　月　　日

（用紙の大きさは、日本工業規格A4版）

様式第 9 号の 4（第 35 条関係）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">機関月報
年
月分</td><td>署長</td><td>総務係長</td><td>分署長</td><td>主任</td><td>係</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両番号
区分　車種</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">出動件数</td><td>火災（非火災含）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>救急</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>救助</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他の災害</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>演習、訓練</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本月計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>全累計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">走行粁数</td><td>火災、救急、救助</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本月計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>全累計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">ポンプ使用状況</td><td>火災使用</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他使用</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>本月計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>全累計</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>全水量（本月）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>放水量（前累計）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">燃料</td><td>種別、補給量</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>エンジン、真空油</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>整備等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版）

様式第 9 号の 5（第 35 条関係）

ホ　ー　ス　台　帳

ホース番号		検定種別		配置年月日	配置場所	付記
サイズ	㎜×　m	購入年月日				
製造所		納入者･価格				
商標・種類		備考				
口金						
特記事項		使用・修理記録				

年月日	老朽度	概要	年別	使用記録簿　修理記録							概要
				火災	その他	計	累計	洩水	累計	その他の修理	

老朽度の区分　　良‥補修箇所のないもの及び使用開始後 5 年を超えないもの

中‥良又は劣に該当しないもの

劣‥次のいずれかに該当するもの

(イ)　補修箇所が 10 箇所を超えるもの

(ロ)　切り継ぎ修理したもの

(ハ)　長さが 18 メートル未満となったもの

(ニ)　耐断圧力が 10 ㎏/㎡以下のもの

（用紙の大きさは、日本工業規格 A4 版）

（表）